

第2次
南砺市環境基本計画
2022-2031

南砺市

はじめに

本市は、豊かな自然の中に、人々が調和を図りながら、独自の風土に根差した歴史や文化を育んでいます。

世界文化遺産「五箇山の合掌造り集落」は、今も日本の原風景そのものであり、訪れた人たちの心を癒し、和ませてくれます。そして、地域ごとに誇れる確かな伝承があり、今回の環境像「豊かな自然と個性光る文化を未来へつなぐまち なんと」とおり、その土地ならではの景観、文化、産業が先人からのたゆまぬ努力や英知の積み重ねにより、今に大切に受け継がれてきています。



近年、経済を優先してきた結果、化石燃料や電力の大量消費が進み、資源の枯渇の問題も取り沙汰されています。加えて、家庭・事業所からのごみの排出量の増加など、環境負荷が増大することや、多くの生きものが人間の活動により、急速に危機的な状況に陥っています。また、世界、日本の各地で起きている集中豪雨をはじめ、猛暑日の増加などの異常気象が頻繁に発生し、地球規模の環境問題が深刻化しています。

平成25年に策定した現行の計画は、南砺市の美しい自然や守り続けている文化を次の世代に引き継ぐために、具体的な環境目標や施策の方向性を定めて、各主体が行動することを盛り込み実行してきました。

今回の計画は、基本的な考え方は継続しつつ、平成27年（2015年）COP21での「パリ協定」、令和3年（2021年）に英国のグラスゴーで開かれたCOP26での気候合意など、気候変動対策を積極的に求めることとなった中で、国の各施策に則り、平成25年から南砺市が目指して取り組んでいる「エコビレッジ構想」、そして「SDGs 未来都市」として進める施策との整合性を図りながら現在の環境を次の世代に引き継ぐという強い意志のもと、改定いたしました。皆さま方のより一層のご理解とご協力、そして積極的なご参加をお願いします。

結びに、本計画の改定にあたり、熱心にご審議いただきました南砺市環境審議会委員の皆さま、アンケートで貴重なご意見やご助言をいただきました、市民、事業所、小中学生の皆さんに心から感謝申し上げます。

令和4年3月

南砺市長 田 中 幹 夫

目 次

第1章 計画の基本的事項 · · · · · 1

1 計画策定の背景 · · · · ·	2
2 計画の目的 · · · · ·	6
3 計画の位置づけ · · · · ·	6
4 計画の役割 · · · · ·	7
5 計画の期間・目標年度 · · · · ·	7
6 計画の担い手とその責務 · · · · ·	8
7 計画の範囲 · · · · ·	9
8 計画の構成 · · · · ·	10

第2章 南砺市が目指す環境像 · · · · · 11

1 南砺市の市域概況 · · · · ·	12
2 南砺市が目指す環境像 · · · · ·	13
3 5つの分野目標 · · · · ·	14
4 施策の展開（環境保全に対する取組方向） · · · · ·	21

第3章 環境像の実現に向けた取り組み · · · · · 23

1 分野目標I 地球温暖化対策 · · · · ·	24
1. 脱炭素に向けた取組の推進 · · · · ·	24
2. エネルギーの有効活用の推進 · · · · ·	31
3. 循環型の暮らしの推進 · · · · ·	36
4. 気候変動適応策の推進 · · · · ·	43
2 分野目標II 安全・衛生 · · · · ·	48
5. 大気環境の保全 · · · · ·	48
6. 水環境の保全 · · · · ·	51
7. その他生活環境の保全 · · · · ·	58

3 分野目標Ⅲ 自然との共生 · · · · ·	6 2
8. 貴重で優れた自然の保全 · · · · ·	6 2
9. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上 · · · · ·	6 6
10. 自然とのふれあいの推進 · · · · ·	7 3
4 分野目標Ⅳ 快適・心の豊かさ · · · · ·	7 7
11. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進 · · · · ·	7 7
12. 特色ある景観・文化の保全・創造 · · · · ·	8 1
5 分野目標Ⅴ 人・しくみづくり · · · · ·	8 7
13. 環境を守り育てる人材の育成 · · · · ·	8 7
14. 環境を守り育てる協働・連絡体制の整備 · · · · ·	9 2
15. 環境と経済の好循環の推進 · · · · ·	9 7
第4章 計画の推進 · · · · ·	1 0 2
1 各主体の役割 · · · · ·	1 0 3
2 計画の推進体制 · · · · ·	1 0 4
3 計画の進行管理 · · · · ·	1 0 5

資料編

資料 1 環境指標の現状値および目標値 · · · · ·	資料- 1
資料 2 南砺市環境未来づくり基本条例 · · · · ·	資料- 9
資料 3 第2次南砺市環境基本計画策定経緯 · · · · ·	資料- 1 5
資料 4 南砺市環境審議会委員名簿 · · · · ·	資料- 1 6
資料 5 南砺市環境審議会条例 · · · · ·	資料- 1 7
資料 6 南砺市の市域概況 · · · · ·	資料- 1 9
資料 7 市民等環境意識調査の結果 · · · · ·	資料- 2 3
資料 8 用語集 · · · · ·	資料- 5 7

1 計画策定の背景

* 環境問題の変遷

かつての高度経済成長期で経験した工場や事業場等から発生するばい煙や廃水等に起因する公害は、各種の法規制や公害防止技術の進展によって克服されてきました。

一方で、利便性や快適性を追求したライフスタイルや社会経済活動の規模拡大に伴って、農地の減少や管理不足による森林の荒廃、市街地の空洞化・分散化により生じた地域内の環境問題から、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題に至るまで、多様で複雑化した環境問題が表面化してきています。また、地球温暖化に伴う気温上昇による熱中症の搬送者数の増加や台風の大型化など、様々な影響が観測され始めており、今後より多くの影響を受けることが予想され、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への適応策が必要となってきています。

私たち一人ひとりがこれら環境問題を「自分ごと」として捉え、将来の世代に対し、良好な環境を引き継ぐことが可能な社会（以下、「持続可能な社会」という。）の構築を目指し、速やかに進めていくことが求められています。

* 国内の環境を取り巻く現状

(1) 持続可能な社会の実現に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs）

世界では、気候変動や貧困などの様々な問題に直面する中で、平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）に取り組む国際目標として 17 のゴールと 169 のターゲットを設定し、「誰ひとり取り残さない」という基本理念のもと、地球環境の保全と豊かさの追求を両立することを目的としています。

SDGs では、経済成長・社会的包摂・環境保護に関する課題に統合的に取り組むことで、持続可能な社会へ変革することが求められており、各国政府は当事者意識を持って 17 の目標達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）における 17 のゴール



（資料：国際連合広報センター）

SDGs の 17 のゴール

	目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう		目標 10 国内及び国家間の不平等を見直そう
	目標 2 飢餓を終わらせ、全ての人が一年を通して栄養のある十分な食料を確保できるようにし、持続可能な農業を促進しよう		目標 11 安全で災害に強く、持続可能な都市及び居住環境を実現しよう
	目標 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう		目標 12 持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう
	目標 4 全ての人が受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう		目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じよう
	目標 5 男女平等を達成し、全ての女性及び女児の能力の可能性を伸ばそう		目標 14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう
	目標 6 全ての人が安全な水とトイレを利用できるよう衛生環境を改善し、ずっと管理していくようにしよう		目標 15 陸上の生態系や森林の保護・回復と持続可能な利用を推進し、砂漠化と土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止しよう
	目標 7 全ての人が、安くて安定した持続可能な近代的エネルギーを利用できるようにしよう		目標 16 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、全ての人が法や制度で守られる社会を構築しよう
	目標 8 誰も取り残さないで持続可能な経済成長を促進し、全ての人が生産的で働きがいのある人間らしい仕事に就くことができるようにしよう		目標 17 目標の達成のために必要な手段を強化し、持続可能な開発にむけて世界のみんなで協力しよう
	目標 9 災害に強いインフラを作り、持続可能な形で産業を発展させイノベーションを推進していこう		

SDGs 副教材『私たちがつくる持続可能な世界～SDGs をナビにして～』
(外務省・日本ユニセフ協会作成) より引用

パリ協定

平成 27 年（2015 年）にフランスのパリで開催された COP21 において、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的として、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収の均衡を達成することを目指しています。

グラスゴー気候合意

令和 3 年（2021 年）に英国のグラスゴーで開催された COP26 で採択され、世界の平均気温の上昇を 1.5°C に抑える努力を追求することを決意することとし、「パリ協定」の合意の表現より一步踏み込んだもので、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容となっています。

（2）国の「第五次環境基本計画」の策定

平成 30 年（2018 年）に閣議決定された「第五次環境基本計画」は、SDGs の考え方を活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目指しています。

その中で、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

（3）循環型社会をめぐる動向

第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 年（2018 年）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次計画では、SDGs の考え方を活用し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講すべき施策を示しています。

食品ロス対策

日本では、まだ食べることができる食品が、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの問題は、SDGs のターゲットの 1 つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題となっています。こういった状況を踏まえ、令和元年（2019 年）に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年（2020 年）には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

プラスチックごみ対策

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、SDGsのターゲットの1つにも「2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられています。

海洋プラスチックごみによる汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であることから、国は、令和元年（2019年）に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、令和2年（2020年）には、プラスチック製買い物袋が全国で有料化となるなど、海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。

令和3年（2021年）には、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」をとりまとめるとともに、同年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されました。この法律案は、多様な物品に使用されているプラスチックに関して包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じようとするものです。

（4）気候変動対策をめぐる動向

国の温室効果ガス削減目標

国では、令和2年（2020年）に開会した臨時国会において、菅首相の所信表明演説の中で、令和32年（2050年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされました。この目標の達成に向け、令和3年（2021年）に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。この戦略は、2050年（令和32年）カーボンニュートラルを目指す上で取組が不可欠な14の重要分野ごとに、目標、現状の課題、今後の取組が明記されています。南砺市では、2020年に「ゼロカーボンシティなんと」を表明しており、市内で行動する方々と共に「脱炭素」と「エネルギーの有効活用」に取り組みます。

気候変動への適応

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできません。そのため、国では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。国では、平成30年（2018年）に「気候変動適応法」を施行し、同年に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。計画には、7つの基本戦略として、分野ごとの適応に関する取組が示されています。

南砺市の環境を取り巻く現況

三方を山々に囲まれた南砺市（以下、「本市」という。）には、1,800m級の山岳から砺波平野に至るまで、起伏の変化にとんだ地形が織りなす雄大な自然が広がっており、市域面積の約8割が五箇山県立自然公園等を含む森林地帯で占められています。

これらの自然の恵みと先人の英知・努力によって、市街地には門前町や市場町が、田園地帯には屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」が、五箇山地方には世界遺産の「合掌造り集落」が形成される等、風土に根差した独自の文化が育まれています。

しかしながら、管理不足による遊休農地や荒廃した森林が増加したこと、自然の豊かさが徐々に失われつつあります。また、自動車や電化製品の普及でエネルギー消費量が増加し、社会経済活動の拡大に伴い、環境負荷が増大する傾向にあります。

市^{※1}では「環境保全の推進やエネルギーの自給」を促進し、「農林水産業」「健康・医療・介護・福祉」「教育・次世代育成」という“いのち”的な4分野を連動させ、その中に自立循環型のソーシャルビジネスを構築し、「小さな循環と連携」を進めながら総合的なまちづくりにつなげていく「エコビレッジ構想」の取組を進めています。また、「エコビレッジ構想」を地域内で横展開・深化させることで「世界に誇る一流の田舎」を目指し、SDGsの「環境」「社会」「経済」の三側面から、令和12年（2030年）のあるべき姿の実現に向け、「SDGs未来都市計画」を策定して取り組んでいるところです。

※1 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体としての南砺市を指します。

2 計画の目的

本市では、「持続可能な社会」の構築に向けて、環境保全の貢献につながる取組を総合的・計画的に推進し、「良好な環境を未来に引き継いでいく」ことを目的とした「南砺市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を平成25年3月に策定しました。前計画では、本市が目指す環境像として「なんと美しい 緑の里」を掲げ、市・市民・事業者・滞在者等の協働により、環境保全・創造のための取組を進めてきました。

前計画を策定してから9年が経過したことから、本市を取り巻く社会経済情勢や新たな環境課題に適切に対応し、目指す環境像の達成に向けた環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、新たな「第2次南砺市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

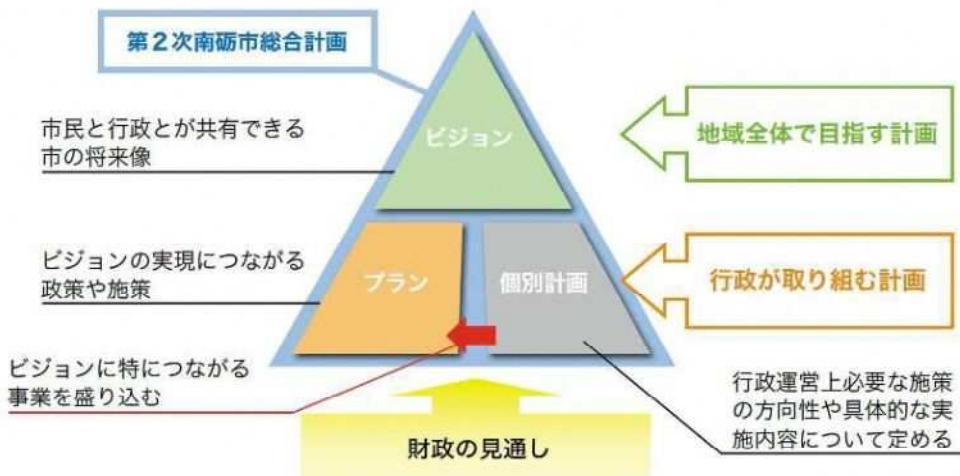
3 計画の位置づけ

本計画は「南砺市環境未来づくり基本条例」第8条に基づき策定する「環境基本計画」であり、「第2次南砺市総合計画」で示すビジョンである“将来像”及び“目指すべきまちの姿”を環境の視点から実現するための最も基本となる計画として位置づけます。本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、「第2次南砺市総合計画」及び、市の個別計画・事業の内容との整合を図ります。なお、本計画は「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」を内包します。

第2次南砺市総合計画の将来像

誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ

図1-2 第2次南砺市総合計画の構成と個別計画との関係性イメージ



資料：「第2次南砺市総合計画（2020年3月）」南砺市

4 計画の役割

本計画の役割を次のとおり設定します。

- ・長期的な展望に立って、本市が目指す環境像を示します。
- ・本市にかかわるすべての人が共通の認識のもとで、一体となって取り組む中長期的な目標や施策を示します。
- ・市民、事業者、滞在者等がそれぞれの立場で取り組める環境行動指針を示します。
- ・本計画を着実に推進していくためのしくみを示します。

5 計画の期間・目標年度

本計画の期間及び目標年度を次のとおり設定します。

- ・本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。
- ・計画策定後は環境に関する科学的知見や社会経済情勢など激しい世界的な変化に対応できるように計画を見直していきます。見直しは環境指標のみならず、新たな施策の展開も行います。

6 計画の担い手とその責務

本計画は、本市で生活や事業活動をしている全ての人の計画です。

そのため、計画の担い手は、市のみならず、市民・事業者も対象であり、それぞれが役割を担う必要があります。また、市内には自然的・歴史的・文化的な観光資源が豊富に点在していることから、それらの観光資源に訪れる人（滞在者等）も担い手の対象に含めます。

市

市とは、市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体としての南砺市を指します。

- ・市は、環境を保全するための中心的な役割を担い、市域における環境の状況に応じて、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施など、各主体とパートナーシップを形成しながら、環境負荷の低減に率先して努めます。
- ・また、各主体に対し、環境に関する情報提供や環境負荷の少ない活動の支援に努めます。

市民

市民とは、市内に在住・在勤・在学する個人を指します。

また、本計画では地域づくり協議会や市民団体も「市民」に含みます。

- ・市民は、次世代に良好な環境を継承していくため、環境の保全について関心を払うとともに、必要な知識を持つように努めます。
- ・また、日常生活や活動の中で、環境に配慮した暮らしを実践し、環境負荷の低減を心がけます。
- ・さらに、市の環境施策に対して、積極的に参画・協力することが求められます。

事業者

事業者とは、市内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体を指します。

また、市外から事業活動で訪れる人も含みます。

- ・事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与える、もしくは与える可能性があることを認識し、事業活動を行うにあたっては、公害発生防止など環境への配慮に最大の努力を払うことが求められます。
- ・また、地域社会の一員として、事業活動を通じて地域の良好な環境づくりに積極的に貢献します。
- ・さらに、市の環境施策に対して、積極的に協力することが求められます。

滞在者等

滞在者等とは、観光旅行者、市内に通勤・通学している者、市外に在住する市内活動協力者を指します。

- ・滞在者等は、市の環境施策に対して、協力することが求められます。

7 計画の範囲

* 対象とする地域の範囲

対象とする地域の範囲は、本市の行政区域全域とします。

また、地域により環境の特性や取組等が異なる場合も想定されることから、地域性に配慮するものとします。なお、大気や水、地球環境問題等、流域あるいは広域で対応することが望ましい事項においては、関連団体や組合、近隣自治体や富山県、国とも協調・連携し、適切な対応を図っていくものとします。

* 対象とする環境の範囲

「環境」という言葉は、さまざまな言葉と組み合わせて用いられており、その用途も多岐にわたっています。

本計画が対象とする環境の範囲は、日常生活の身近なところから、地球レベルの拡がりまでを幅広くとらえるものとし、次の5つの視点からとらえます。

地球環境：地球的視野での取組が必要となる環境が対象

- ・温室効果ガスの削減、フロン回収、省エネルギー、再生可能エネルギー、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）、食品ロス、海洋プラスチック、地球環境保全に関する国際協力、気候変動影響への適応等

生活環境：日常生活において、人の健康や安全な暮らしにつながる環境が対象

- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水・土壤汚染、化学物質、放射線量、空き家・空き地対策等

自然環境：自然の保護・保全につながる環境が対象

- ・森林、里山、農地、河川、ため池、用水の公益的機能、植物、動物、生態系、自然とのふれあい等

快適環境：心や暮らしの豊かさにつながる環境が対象

- ・身近な緑化、美化対策、雪対策、特色ある景観、歴史的・文化的遺産、郷土意識等

人をはぐくむ環境：

環境の保全や創造の推進のため、それを担う人やしくみをはぐくむ環境が対象

- ・環境情報の共有化、環境教育・環境学習、人材の育成、協働・連絡体制、環境と経済の好循環等

8 計画の構成

本計画の構成を次のとおり定めます。

第1章 計画の基本的事項 【計画の基本的な考え方】

本計画のあらましを示します。

- | | | |
|------------|---------------|----------------|
| 1. 計画策定の背景 | 2. 計画の目的 | 3. 計画の位置づけ |
| 4. 計画の役割 | 5. 計画の期間・目標年度 | 6. 計画の担い手とその責務 |
| 7. 計画の範囲 | 8. 計画の構成 | |

第2章 南砺市が目指す環境像 【計画の目標と施策の展開】

南砺市が目指す環境像や分野目標を定めるとともに、施策の大綱を示します。

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 南砺市の市域概況 | 2. 5つの分野目標 |
| 3. 南砺市が目指す環境像 | 4. 施策の展開(環境保全に対する取組方向) |

第3章 環境像の実現に向けた取り組み

【環境要素別の施策目標毎の現状と課題、施策の展開】

環境要素別の施策目標毎に整理し、環境指標を定めます。

市（行政）の取組だけでなく、南砺市にかかわるすべての人の自主的な取組が不可欠となるため、日常生活や事業活動の中で望まれる環境配慮行動を例示します。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 分野目標Ⅰ 地球温暖化対策 | 2. 分野目標Ⅱ 安全・衛生 |
| 3. 分野目標Ⅲ 自然と共生 | 4. 分野目標Ⅳ 快適・心の豊かさ |
| 5. 分野目標Ⅴ 人・しくみづくり | |

第4章 計画の推進 【計画を進めるためのしくみ】

計画の実効性を高めるための推進体制や進行管理手法を定めます。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 各主体の役割 | 2. 計画の推進体制 |
| 3. 計画の進行管理 | |

第2章

南砺市が目指す環境像

- 1 南砺市の市域概況
- 2 南砺市が目指す環境像
- 3 5つの分野目標
- 4 施策の展開（環境保全に対する取組方向）

1 南砺市の市域概況

(1) 位置・地勢

本市は、富山県の南西端に位置しており、市内の面積は、琵琶湖とほぼ同じ大きさ（面積：約 669km²）を有し、そのうちの約8割が五箇山県立自然公園等を含む森林地帯である他、一級河川の庄川・小矢部川・神通川水系が急流するなど、豊かな自然に恵まれています。平野部では、屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」という田園景観が形成され、豪雪地帯の山間部には、平成7年12月に世界文化遺産に登録された「合掌造り集落」があります。

図2-1 南砺市の位置図



(2) 気象

本市の気候は、典型的な日本海側の気候であり、冬は寒く、降水・降雪量が多い地域です。中でも、城端・平・上平・利賀・福光の各地域は特別豪雪地帯に指定されており、山間部では最大積雪深が3mを超えることもあります。

(3) 人口

国勢調査（大正9年に調査開始）によると、市の人口は、昭和25年の80,910人をピークに減少しつづけており、令和2年（調査最新年）の47,937人と比較すると約41%減少しています。

(4) 土地利用・産業

本市の面積は 66,864ha であり、そのうちの約8割が森林地帯（民有地の森林及び公有地等）で占めており、民有地の約半分が農地で占めています。社会・経済情勢の変化等によって、遊休農地や管理が行き届かない森林が増えてきています。

本市の産業別従業者の割合は、第1次産業：3%（H28）、第2次産業：48%（H28）、第3次産業：49%（H28）であり、過去20年間における本市の産業別従業者数の推移は、第1次産業ではほとんど変化はみられませんが、第2次産業は減少、第3次産業は増加傾向にあります。

2 南砺市が目指す環境像

「環境像」とは、本計画の計画期間が終了した後においても継続的にその実現をめざす、長期的な未来を見据えた目標となります。

市では、本計画も個別計画として構成する令和2年3月に策定した「第2次南砺市総合計画」において、本市が目指す将来都市像として **“誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ”** を掲げました。「南砺」に暮らす私たちが、この土地の豊かさや暮らしに感謝と誇りをもち、互いに信頼し、誰ひとり取り残さない地域社会である「一流の田舎」を目指し、次代を担う子どもたちが笑顔で暮らし続けられるまちの実現を目指して定めたものです。

本計画においても、産業や経済の発展、特色ある自然や文化的・歴史的資源等の保全・継承を進めながら、先の将来都市像を環境面から実現することを目指し、次の環境像を定めるものです。

環境像 豊かな自然と個性光る文化を未来へつなぐまち なんと

市域の約8割が五箇山県立自然公園等を含む森林地帯で、平野部は庄川や小矢部川の恵みを受けた水田地帯が広がっています。豊かな自然と調和した生活環境が本市の強みであり、そこに暮らす人々のたゆまぬ努力や英知の積み重ねから生み出されたその土地ならではの個性が光る景観、文化、産業が存在しています。これらは市民の誇りとして、大切に受け継がれてきました。

本市のもつ様々な歴史と文化、自然環境と快適で安全な生活環境を未来の世代につなげるために、市・市民・事業者・滞在者等の協働により、より良い環境づくりに向けて取り組んでいきます。



3 5つの分野目標

* 5つの分野目標

「環境像」が実現している社会は、まさしく「持続可能な社会」であり、これは環境分野の目指すべき社会のあり方として、日本や世界の共通する基本理念となっています。本市が目指す環境像を実現するための分野目標は、個々の施策の領域に応じた役割や互いの関連性を考慮して、以下に示す、「5つの分野目標」から成り立つものとします。

分野目標Ⅰ：地球温暖化対策（なんとの未来を次の世代につなぐための目標）

私たちにも直接影響がある地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。このことから、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量を削減できる再生可能エネルギーや省エネルギーへの野心的な取組を進めるとともに、循環型のまちづくりの推進が必要となります。また、さまざまな環境への負荷の低減を図ったとしても避けられないと予測される影響に対して、適応するための取組が必要となります。

こうした観点から、本市の環境の中核をなす分野の目標として、「地球温暖化対策」を掲げます。

分野目標Ⅱ：安全・衛生（なんとの環境の礎を守り続けるための目標）

現在及び将来の世代の市民の健康や安全の確保は、大気汚染や水質汚濁といった公害から人の健康や生活を守る観点として、環境行政の原点（土台）に位置付けられるものです。

こうした観点から、本市の環境の礎を守り続けるための分野の目標として、「安全・衛生」を掲げます。

分野目標Ⅲ：自然と共生（なんとの資源を生かすための目標）

豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくために、生物多様性が適切に保たれ、社会・経済活動と自然が調和し、自然とのふれあいの機会が確保された、人と自然が共生する社会に向け取り組むことが求められます。

こうした観点から、本市の自然の様々な要素の調和と持続可能な社会を実現するための分野の目標として、「自然との共生」を掲げます。

分野目標Ⅳ：快適・心の豊かさ（なんとの魅力を引き出すための目標）

快適で安らぎのある生活空間や特色豊かな景観・文化的資源を守り、育てていくことは、他の地域にはない南砺市らしさの持ち味をつくり出していくことにつながります。

こうした観点から、本市の魅力の向上につなげる分野の目標として、「快適・心の豊かさ」を掲げます。

分野目標Ⅴ：人・しくみづくり（推進機軸）

将来像の実現にあたり、次の3つの機軸を定め、他の4つの分野目標を推進します。

- ・市内の環境を守り育てる人材の育成
- ・あらゆる主体との連携・協働体制の確立
- ・環境と経済の振興に着目した施策の展開

こうした観点から、他の4つの分野目標を達成するための推進機軸として、5つ目の分野の目標として「人・しくみづくり」を掲げます。

*各基本目標の内容と達成したときのイメージ

各分野目標の内容と、分野目標を達成したときの南砺市のまちの姿や暮らしのイメージを以下に示します。

分野目標Ⅰ 地球温暖化対策



- 地球温暖化防止のため、「ゼロカーボンシティなんと」を表明している市として、特に二酸化炭素の排出量削減（脱炭素）対策である再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策を積極的に推進するとともに、環境負荷の少ない交通体系や生活様式を選択するまちを目指します。
- 生産・流通・消費・廃棄のあらゆる段階で、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を推進し、廃棄物を適正処理する「循環型」のまちを目指します。
- 気候変動の影響に対して「適応策」を積極的に講じ、気候変動影響による被害が小さく、安心して暮らせるまちを目指します。

全分野に共通するゴール



分野目標が達成した時のイメージ

- みんなが地球温暖化問題との関わりを認識し、暮らしの中でできることから段階的に省エネルギー・省資源化に取り組んでいます。
- みんなが徒歩・自転車・公共交通（バス・電車）と自動車を賢く使い分けています。地球温暖化問題を意識して、自動車の利用に頼りすぎない移動手段を選んでいます。
- 自動車は次世代自動車^{※1}の導入が進み、運転者の間ではエコドライブ^{※2}が浸透しています。
- 市内の公共施設では太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーが積極的に活用され、住宅や事業所でも再生可能エネルギーの利用が増えています。
- 3R（廃棄物の発生抑制、製品の再使用、資源の再生利用）を積極的に推進するライフスタイルや事業活動が定着し、循環型社会が実現しています。
- いつどこを歩いても、不法投棄や廃棄物の不適正処理（野外焼却を含む。）を見かけなくなり、まち全体が清潔に保たれています。
- 気候変動による影響に適応した農業が普及し、日ごろから自然災害に対する備えや訓練の実施により、気候変動影響による被害を小さく抑えることができています。

※1 電気自動車（EV）、水素自動車（FCV）等

※2 環境にやさしい運転方法→具体例はP.26の「コラム エコドライブ 10 のすすめ」を参照

分野目標Ⅱ 安全・衛生



- 良好的な大気環境や水環境を保全し、騒音や振動、悪臭、水質汚濁等といった都市型公害にも適切に対応することで、健康で安全な暮らしがおくることができるまちを目指します。

全分野に共通するゴール



分野目標が達成したときのイメージ

- 生活排水や工場排水の適正処理が進み、一級河川から近所の小川に至るまでの水辺が清らかな状態で保たれています。
- 住まいの周辺では、騒音や振動が少なくなり、小鳥のさえずりや木々のざわめき、小川のせせらぎが聞こえる等、静かで安らぎのある空間が保たれています。
- 健全な土壌の中で、豊かな緑が維持され、農作物がすくすくと育っています。
- 良質で豊富な湧水は、住民の宝として大切に保全され、利用されています。
- 化学物質に関する正しい情報が共有されており、有害化学物質に起因する汚染のない安全な生活が営まれています。
- 家主が不在で長年放置されてきた空き家・空き地、耕作放棄地の対策が進み、また、新たな空き家等は地域の資源として他の用途にも利用されるよう適切に管理されています。

分野目標Ⅲ 自然との共生



- 市内には、1,800m級の山岳から砺波平野に広がる田園地帯に至るまで、豊かな自然環境が随所に残されています。これらの自然を保全・再生・利活用し、私たちの暮らしと心がより一層豊になるように、人と自然との共生に向けて、生物多様性の保全、森林・里山・田園・市街地・川・ため池等の適正管理が推進されているまちを目指します。

全分野に共通するゴール



分野目標が達成した時のイメージ

- 五箇山県立自然公園等の数々の自然公園や自然環境保全地域が保全されており、優れた天然林や貴重な野生動物といった多種多様な生き物が生息しています。
- 市域の8割を占める森林地帯では、森林の状態や立地条件に応じて、自然災害に強く、公益的機能^{※1}の高い森づくりが進んでいます。
- 森林資源の循環的利用を推進するための林業生産基盤が整備され、市産材の利用や間伐材の燃料化（薪や木質ペレット）が促進されています。
- 里山の適正管理が進み、森林環境の改善が図られたことで、人と野生動物の棲み分けができます。
- 田園や川、用水等では、緑や水が保全されており、その土地固有の動物や植物が育っています。
- 農地では、有機農法やバイオマス資源の利活用といった環境負荷が少ない農業が営まれており、安全で安心な農作物がつくられています。また、地産地消や食育の輪が広がっており、市内の農作物の自給率が向上しています。
- ため池では、ブラックバス等の外来種の密放流を見かけなくなり、コイやフナ、ウグイといった在来種が生息し、生態系のバランスが保たれています。
- 市内にある四季折々の花の名所や巨木・名木は、地元有志によって大切に保全されています。
- 自然を満喫できる公園や河川敷・ため池等は、市民の憩いや癒しの場として親しまれる一方で、環境の体験学習の場としても積極的に利用されています。
- エコツーリズム（グリーンツーリズムを含む。）^{※2}を活用した都市と農山村の交流が浸透しており、市内外を問わず、熱心な固定客が増加しています。

^{※1}渴水や洪水を緩和しながら良質な水をはぐくむ水源涵養（緑のダム等）機能、生物多様性保全機能、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源機能、土砂災害を防止する土砂流出・山地崩壊防止機能、なだれ防止保安林（雪持林）等

^{※2}自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、森林浴やハイキング、川遊びやカヌー体験等を通じて自然を満喫したり、農家の人と一緒に田植えや稻刈り、野菜の収穫等をしたり、お祭りに参加したり、地元の人から古くから伝わる昔話を聞いたりと、様々な楽しみ方があります。

分野目標IV 快適・心の豊かさ



- 花や緑に囲まれていて、清潔に保たれ、環境にやさしい交通体系が段階的に整備されており、快適で潤いのある暮らしができるまちを目指します。
- 市内には、風光明媚な自然景観や地域色豊かな有形・無形の文化が数多くあります。これらの文化や景観資源を共有財産として大切に保全し、暮らす人・訪れる人がともに心地よくすごせる、趣のあるまちを目指します。

全分野に共通するゴール



分野目標が達成した時のイメージ

- 市のシンボル景観となっている「五箇山の合掌造り集落」や「散居村」、「歴史的まち並み」が、みんなの理解と力の結集によって維持管理されており、市外から訪れる多くの観光客を魅了しています。
- 市内には、歴史・文化・伝統・祭りを語ったり、学んだり、体験できる機会や場が増え、子どもから大人までの幅広い年齢層で郷土意識が醸成されています。
- 市街地には、身近な緑や水辺、歩いて楽しいまち並みや歩道といった、住むまちに愛着を感じる美しい景観が形成されています。
- 市街地では、その地域にふさわしい樹種を利用した公園や街路樹、生垣等が広がり、自然との共生に配慮したまちづくりが進んでいます。
- 市民・団体・学校・企業等による植林・育林活動や花と緑の銀行活動の輪が広がっています。
- 市内の道端や公園、小川ではポイ捨てやペットの粪の放置を見かけなくなり、皆が気持ちよくすごしています。
- まちが美しく清潔に保たれ、自分たちのまちを自分たちで守り、育てていこうとする意識が根付いています。
- 利用者のニーズに応じた公共交通体系が整備され、地域間の交流や活性化が進んでいます。

分野目標V 人・しくみづくり



- 将来の南砺市を担う子どもたち、そして彼らにかかわるすべての大人たちの全員参加で環境を正しく学び、具体的な活動を学校・家庭・地域・職場のあらゆる場面を通じて実践するまちを目指します。
- 環境を良くする行動が地域や経済を活性化し、さらなる環境の改善につながるという、「環境と経済の好循環」を生み出すまちを目指します。

全分野に共通するゴール



分野目標が達成した時のイメージ

- 市民・事業者・市（行政）が連携し合いながら、環境学習や環境保全活動に取り組んでいます。
- 子どもたちの年齢に応じた環境教育や体験学習が、学校・家庭・地域のあらゆる場面で行えるように、保護者や地域住民が環境学習の機会に積極的に協力しています。また、子どもたちの間では、環境を大切にする「心」が養われ、自主的に環境にやさしい行動に取組んでいます。
- 環境を良くするための正しい知識や情報の可視化・共有化が進んでいます。
- 各地域においてさまざまな環境活動に取り組む団体等との協働や、新たなリーダーの養成が進んでいます。
- 事業者の間では自主的な環境配慮活動を、市民の間では消費者の立場として環境にやさしい製品を選ぶこと等を通じて、環境配慮型の市場が形成されています。また、市内では地域資源を活かした地産地消や地域振興、グリーンツーリズム等に取り組む団体が増えており、新たな環境産業が育っています。
- 広域的な環境問題に関する連携や交流活動に積極的に取り組んでいます。

4 施策の展開（環境保全に対する取組方向）

環境像や分野目標の達成を目指すため、15の環境要素別の施策目標を掲げた上で、施策を体系化します。

